

事業所用家屋貸付申告書（提出用）

整理
番号

注意 □のある欄は該当する箇所に✓印を付けてください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 いわき市長様	申 告 者	住所又は所在地
		氏名又は名称
		法人番号
		代表者氏名
		この申告書に応答する者 氏名 電話番号 ()

地方税法第701条の52第2項及びいわき市税条例第139条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

貸付の対象となる家屋の所在地 いわき市		貸付の対象となる家屋の名称				
構造	階数 地上 階 地下 階	用途	家屋番号			
家屋全体の床面積		この申告の対象となる 事業所部分の床面積				
使用者(借受人)		使用床面積		異動年月日及び事由		
氏名又は名称	住所又は所在地	専用部分	共用部分			
	電話番号 ()	m ²	m ²	.	.	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
	電話番号 ()	m ²	m ²	.	.	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
	電話番号 ()	m ²	m ²	.	.	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
	電話番号 ()	m ²	m ²	.	.	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
	電話番号 ()	m ²	m ²	.	.	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
	電話番号 ()	m ²	m ²	.	.	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
合 計		m ²	m ²			

備考 添付書類 家屋の平面図

(記 載 要 領)

- 1 「申告者」の欄は、次により記載します。
 - (1) 「住所又は所在地」の欄は、個人の場合は住所を、法人の場合は本店の所在地を記載します。
 - (2) 「氏名又は名称」の欄は、個人の場合は記名を、法人の場合は法人名を記載します。
 - (3) 「法人番号」の欄は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載します。
 - (4) 「代表者氏名」の欄は、法人の業務を主宰している方が記名します。
 - (5) 「この申告書に応答する者」の欄は、担当者の氏名、電話番号を記載します。
- 2 「貸付の対象となる家屋の所在地」の欄は、申告の対象となる事業所用家屋の所在地を記載します。
- 3 「貸付の対象となる家屋の名称」の欄は、「〇〇ビル」等建物の名称を記載します。
- 4 「構造」の欄は、「鉄筋コンクリート造」等と記載します。
- 5 「家屋番号」の欄は、不動産登記簿上の家屋番号を記載します。
- 6 「家屋全体の延べ面積」の欄は、申告の対象となる事業所用家屋全体の床面積(居住用との併用になっている場合は、居住用部分を含んだ全体の床面積)を記載します。
- 7 「この申告の対象となる事業所部分の床面積」の欄は、次に該当する場合に別表「事業所部分の計算書」(以下「別表」という。)の⑧の欄の数値を記載します。
 - (1) 申告の対象となる事業所用家屋が、居住用途との併用となっている場合
 - (2) 申告の対象となる事業所用家屋が、区分所有されている場合
 - (3) 申告の対象となる事業所用家屋が、特定防火対象物に該当する場合その他共用部分に非課税部分がある場合
- 8 使用者(借受人)の「氏名又は名称」の欄は、申告者の使用する事業所部分がある場合は使用者として記載し、また、使用者がいない部屋がある場合は「空室」と記載します。
- 9 「専用部分」の欄は、各使用者が事業所等として使用する専用部分の延べ床面積を記載し、「空室」の場合でも記載します。
- 10 「共用部分」の欄は、次の算式により得た数値を記載します。

$$\text{共用部分の延べ床面積(非課税以外の共用部分)(別表⑤の数値)} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に関連を有する専用部分の延べ床面積(別表③の数値)}}$$

- 11 「異動年月日及び内容」の欄は、次により記載します。
 - (1) 該当する異動事由に✓印を付し、異動年月日を記載します。
 - (2) 既に貸付けている場合又は新たに貸付ける場合は、「新規」に✓印を付します。
 - (3) 既に貸付けている床面積に増減が生じた場合は、「変更」に✓印を付します。
 - (4) 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てます。

事業所部分の床面積計算書（事業所用家屋貸付申告書別表）

- 注意 1. この計算書は、次に該当する場合に事業所用家屋の貸付に係る申告書に添付してください。
- (1) この申告の対象となる事業所用家屋が、居住用途との併用となっている場合
 - (2) この申告の対象となる事業所用家屋が、区分所有されている場合
 - (3) この申告の対象となる事業所用家屋が、特定防火対象物に該当する場合その他共用部分に非課税部分がある場合
2. 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨ててください。
3. 記載にあたっては、裏面の記載要領をよくお読みになってください。

申告者の氏名または名称								
専 用 部 分	事業所部分の延べ床面積 ①			④ の 内 訳	消防用設備等に係る非課税共用部分の床面積 ㉞			
	①以外の部分(居住用部分等)の延べ床面積 ②				防災に関する施設等に係る共用部分 ④	全部が非課税とされる共用部分の床面積 ①		
	合 計 (① + ②) ③					1/2が非課税とされる共用部分の床面積 ㉟		
共 用 部 分	非課税に係る共用部分の延べ床面積(㉞) ④				㉟ × 1/2 ㊱			
	④以外の共用部分の延べ床面積 ⑤				その他(㉞-㉟以外)の非課税に係る共用部分の床面積 ㊲			
	合 計 (④ + ⑤) ⑥				合 計 (㉞ + ㉟ + ㊱ + ㊲) ㊳			
事 業 所 部 分	事業所部分の床面積に含める(あん分対象となる)共用部分の床面積 (⑤ × $\frac{①}{③}$) ⑦			備 考 欄				
	⑦の共用部分の床面積を含めた事業所部分の床面積 (① + ⑦) ⑧							

(記 載 要 領)

- 1 ①の欄は、⑥の共用部分の床面積に関連を有する専用部分のうち、事業所部分の延べ床面積を記載してください。
- 2 ②の欄は、上記専用部分のうち、①以外の部分(居住用部分等)の延べ床面積を記載してください。
- 3 ③の欄は、①と②の合計数値(全専用部分の延べ床面積)を記載してください。
- 4 ④の欄は、㉞の欄の数値を記載してください。
- 5 ㉟～㊱の欄は、この申告の対象となる事業所用家屋が、消防法上の特定防火対象物に該当する場合にのみ記載してください。
- 6 ㊲の欄は、⑥のうち、非課税に該当する消防用設備等に係る床面積を記載してください。
- 7 ㊳の欄は、⑥のうち、その全部が非課税となる防災に関する施設等に係る床面積を記載してください。
- 8 ㊴の欄は、⑥のうち、その2分の1が非課税に該当する防災に関する施設等に係る床面積を記載してください。
- 9 ㊵の欄は、㊴の欄の床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。
- 10 特定防火対象物や消防用設備等・防災に関する施設等については、別紙「特定防火対象物等について」を参照してください。
- 11 ㊶の欄は、⑥のうち㊲～㊵以外の非課税に係る共用部分(地方税法第701条の34を参照してください)の床面積を記載してください。

(別紙)特定防火対象物等について

(1) 特定防火対象物に該当するもの
消防法施行令別表1に掲げる防火対象物のうち、次の表に該当するものに限られます。

項	建物の用途
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(※1)、有料老人ホーム(※1)、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設、同法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※1)、同法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ※1 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設(※2)、同法に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(※2)(※3) ※2 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る ※3 ハ(5)において「短期入所等施設」という ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※4)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※4)、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※4)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更正施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(※5)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ※4 ロ(1)に掲げる施設を除く ※5 ロ(5)に掲げる施設を除く ニ 幼稚園または特別支援学校
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項または9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地下(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合せたもの(1項から4項まで、5項イ、6項または9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

裏面に続く

(2) 消防用設備等

消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の適用があるものに限られます。

(注) 消防用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。

- ・ 設置床面積がない場合(天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分や、壁に埋め込まれた消火栓箱等)
- ・ 家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

消 防 用 設 備 等 ⑧	1	消火設備(水等を使用して消火を行う機械器具又は設備)
	2	警報設備(火災の発生を報知する機械器具又は設備)
	3	避難設備(火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備)
	4	消防用水
	5	消火活動上必要な設備
	6	1～5の設備等に附置される非常電源

(3) 防災に関する施設等

建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項等の適用がある建築物に設置されているもの、いわき市火災予防条例の規定により設置されるものに限られます。

(注) 防災用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。

- ・ 設置床面積がない場合(天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分や、壁に埋め込まれた消火栓箱等)
- ・ 家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

防 災 に 関 す る 施 設 等 ⑨	床 面 積 の 全 部 課 税 ⑨	1	階段のうち、避難階段及び特別避難階段
		2	排煙設備(予備電源を含む)
		3	非常用の照明装置(予備電源を含む)
		4	非常用の進入口(バルコニーを含む)
		5	非常用のエレベーター(予備電源を含む)
		6	いわき市火災予防条例(以下、「市火災予防条例」という。)の規定により設置するスプリンクラー設備の有効範囲内の避難通路(※1)
	1/2 が 非 課 税 ⑩	7	廊下
		8	階段のうち、避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常1階をいう)または地上へ通ずる直通階段(避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む)
		9	避難階における屋外への出入口
		10	次の設備または装置を設置している中央管理室(ウの消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く)
		ア	配線設備の制御及び作動の状態の監視にかかる設備
		イ	非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動にかかる設備および非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置
⑪	ウ	消防機関へ通報する火災報知設備(消防設備等⑧ 2 警報設備に該当)	
	11	主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階または3階以上の階に居室を有する建物の部分のうち準耐火構造の床、壁等で区画されている次の部分(1～5、7～9に掲げる施設又は設備に係るものを除く)	
	ア	吹抜けとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分	
	イ	その他これらに類する部分	
	12	市火災予防条例の規定により設置する避難通路(6以外のもの)及び喫煙所	

※1 避難通路について

市火災予防条例の規定により設置する避難通路は、次のとおりです。

- ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場の客席に設置する避難通路(市火災予防条例第40条)
- イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店で、当該階における床面積が150㎡以上の階の客席に設置する避難通路(市火災予防条例第42条)
- ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場で、売場または展示場の床面積が150㎡以上の階の売場又は展示場に設置する避難通路(市火災予防条例第43条)